

社会福祉法人東京聖新会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京聖新会（以下「法人」という。）の定款第6条、定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、第2条に規定する役員等の報酬等の額及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程における役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 評議員選任・解任委員

(理事長の職務の従事)

第3条 理事長は、月3日以上法人の業務に従事する。

(報酬の額)

第4条 役員等に支給する報酬は、次のとおりとする。

1 次に掲げる役員等に報酬は、支給しない。

- (1) 評議員
- (2) 定款第15条に規定する理事（理事長を除く。）及び監事
- (3) 評議員選任・解任委員

2 理事長に対する報酬は、法人の業績状況及び勤務実態に応じて支給することができ、その報酬の上限額は年額100万円以内とする。

(報酬支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第6条 法人は、第2条に規定する役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は別表1のとおりとする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、東京聖新会旅費規程に基づき算出する。

(重複支給の禁止)

第7条 理事長又は常勤の職員として役員等を兼務し、法人から給料等の支給を受けている役員等は、受けるべき費用弁償は支給しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

別表 1

理事会及び評議員会等に出席した場合	10,000円
評議員選任・解任委員会に出席した場合	10,000円
監事が監査又は法人の運営のために業務にあたった場合	10,000円

付 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程の施行をもって、「役員報酬規程」及び「社会福祉法人東京聖新会役員等の費用弁償に関する規程」を廃止する。